

府中市手数料条例の一部を
改正する条例を公布する

令和8年 3月13日

府中市長 高野 律 雄

府中市条例第1号

府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額				別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額			
1～4 省略				1～4 省略			
5 審査事務関係				5 審査事務関係			
番号	事務	名称	単位・金額	番号	事務	名称	単位・金額
省略				省略			
17	<u>要除却等認定マンション</u> の建替えにより新たに建築される <u>マンション</u> 又は <u>要除却等認定マンション</u> の更新がされる <u>マンション</u> の容積率又は各部分の <u>高さ</u> に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>要除却等認定マンション</u> の建替えにより新たに建築される <u>マンション</u> 又は <u>要除却等認定マンション</u> の更新がされる <u>マンション</u> の容積率又は各部分の <u>高さ</u> の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	17	<u>要除却認定マンション</u> の建替えにより新たに建築される <u>マンションの容積率</u> に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>要除却認定マンション</u> の建替えにより新たに建築される <u>マンションの容積率</u> の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
省略				省略			
備考 省略				備考 省略			
6 省略				6 省略			

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。